平成２５年（フ）第５０号
茨城県水戸市平須町２番地の349、前住所埼玉県川口市上青木４丁目16番18号
債務者　吉井　達久
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第５８号
茨城県笠間市大郷戸612番地１
債務者　岡野美智子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６０号
茨城県東茨城郡城里町大字北方266番地の１北方団地11号
債務者　峯島　きよ
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６２号
茨城県水戸市若宮２丁目３番６号
債務者　井坂　裕依（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第７８号
茨城県水戸市若宮１丁目７番11棟204号　県営若宮第２アパート
債務者　坂田　勝廣
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１５９号
埼玉県桶川市大字川田谷2738番地の１　コートビレッジＢ―202号、旧住所さいたま市浦和区大東３丁目15番16号
債務者　上田　利恵（旧姓石島）
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
埼玉県蕨市北町１丁目12番５号　さくらハウス102号
債務者　中村　昌敏
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
さいたま市北区土呂町２丁目30番地２　ユーセーハイツ大宮公園206
債務者　高島　真介
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８５９号
埼玉県川越市かわつる三芳野１番地　22―102
債務者　庄田千江子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７６号
埼玉県所沢市大字山口1440番地の１久保田ビル302
債務者　長田　美樹
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第８５号
埼玉県所沢市並木２丁目３番地３―105、前住所埼玉県所沢市緑町４丁目27番42―205号
債務者　村谷　弘子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第８８号
埼玉県富士見市上沢３丁目13番22号
債務者　松葉　　登
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１００号
埼玉県狭山市狭山台４丁目32番地の15　オアシス狭山台105
債務者　松浦　則夫
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１０１号
神奈川県伊勢原市伊勢原１丁目７番27号　アーバンハウス303号、前住所神奈川県相模原市緑区橋本７丁目３番12号
債務者　長岡　純香
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１８２号
京都市北区西賀茂下庄田町168番地
債務者　森上　　孝
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
京都市北区西賀茂下庄田町168番地
債務者　森上　治美
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２３０号
京都府城陽市枇杷庄西ノ口45番地　第３幸荘３―５号、前住所京都府城陽市枇杷庄西ノ口44番地　第一幸荘８号
債務者　吉崎　敏文
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係